

情報セキュリティ対策基本方針

(目的)

第1条 学校法人三幸学園(以下「学園」という)は、教育研究及び経営活動に不可欠な情報基盤の充実・確保に加え、安全な情報資産の取り扱いを目的とし、ここに情報セキュリティに関する基本方針を制定し、学園が保有する情報資産を利用する全ての者(以下「構成員」という)への普及を図るものとする。また、今後の情報技術の進展等に伴い、継続的に基本方針の見直しを実施することでセキュリティ意識の維持及び向上、また可能な限り自由な情報基盤の利活用を推進する。

(方針)

第2条 学園は、前条の目的を達成するため、別途定める情報セキュリティ対策基本規程、及び情報セキュリティ対策基準等に基づき、以下の情報セキュリティ対策を行う。

- (1) 情報セキュリティに関する法令、規則等の遵守
- (2) 情報セキュリティ管理体制の整備
- (3) 多面的な情報セキュリティ対策の実施
- (4) 情報セキュリティインシデントへの対応
- (5) 構成員に対する情報セキュリティ教育・訓練の実施
- (6) 情報セキュリティに関するリスク評価を反映した情報セキュリティ対策
- (7) 情報セキュリティ関連規程の整備
- (8) 情報セキュリティの評価・継続的な見直し

(適用範囲)

第3条 本方針は、構成員に適用する。

- 2 本方針が対象とする情報資産は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 教職員等が職務上使用することを目的として学園が調達・開発した情報システム、記録媒体に記録された情報
 - (2) その他情報システム、記録媒体に記録された情報であって、教職員等が職務上取り扱う情報
 - (3) 本方針の適用対象となる情報を取り扱うすべての情報システム
 - (4) 本方針の適用対象となる情報システムに関する設計・運用管理情報
- 3 本方針が対象とする情報システムは、本方針の適用対象となる情報を取り扱うすべての情報システムとする。

(遵守義務)

第4条 構成員は、本方針、並びに別途定める情報セキュリティ対策基本規程、及び情報セキュリティ対策基準等を遵守しなければならない。

附 則

本方針は、2024年4月1日から施行する。